

## 奨学金通信(No.2)

☆応募される場合は要項等の書類を早めに受け取り、校内締切日までに応募・提出してください。

☆この奨学金は《貸与型奨学金（返還義務あり）》です。

### 熊本県育英資金(在学募集)

【申請の資格】次の各項のすべてに該当する者

- ① 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること
- ② 高等学校に在籍する生徒であって、育英資金の貸与が必要であると認められること
- ③ 家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること
  - ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合
  - イ 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合
  - ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合
- ④ 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと
- ⑤ 貸与した育英資金の返還が確実と認められること

【貸与月額】(自宅) 18,000円、13,000円、8,000円から選択

(自宅外) 23,000円、18,000円、13,000円から選択

【貸与期間】在学する学校の正規の修業期間（高等学校全日制の場合3年間）

【校内締切】5月29日（水）16:00

### 熊本県育英資金(緊急貸与)

【申請資格】次の各項のすべてに該当する者

- ① 生計の主たる維持者の解雇、病気又は風水害等により家計急変し、その事由が発生した時から1年以内であること
- ② 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること
- ③ 高等学校に在籍する生徒であって、育英資金の貸与が必要であると認められること
- ④ 各世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること
  - ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。
  - イ 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合
  - ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合
- ⑤ 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと
- ⑥ 貸与した育英資金の返還が確実と認められること

【貸与金額】(自宅) 月額8,000円、13,000円、18,000円から選択

(自宅外) 月額13,000円、18,000円、23,000円から選択

【貸与期間】

- ① 貸与開始日は、申請日の属する月からとします
- ② 貸与期間は、原則として上記貸与開始月から採用年度の年度末までとします  
ただし、その年度末において家計急変の事由発生後1年以内の者については、指定の書類提出により、翌年度末まで延長が可能

【募集期間】年間を通じて隨時

◎これからも各種奨学金の募集を案内します。申込み希望やご不明な点がありましたら、

早めに担当者（田畠、國武） 御船高校 096-282-0056 にお尋ねください。